

はじめに

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定され、これに基づき、昭和46年度以降、交通安全計画を作成し、国、県等の関係行政機関、関係民間団体等が一体となって各般にわたる交通安全対策を強力に実施してきた。

近年の状況を見ると、亀山市の道路交通事故（人身事故）件数は平成19年をピークに減少しており、その死者数も減少傾向にあるが、未だに多くの市民が交通事故により死傷しているのも事実である。また、市内には、国道1号、国道306号、名阪国道及び新名神高速道路といった道路交通の大動脈を抱え、大量輸送システムが進展する中で、ひとたび交通事故が発生した際には重大な事故に繋がるおそれが常にある。

交通事故の防止は、市をはじめとした関係行政機関、関係民間団体だけでなく、市民一人ひとりが全力をあげて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会をめざして、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していくことが重要である。

このような観点から、この計画は交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間に講ずべき陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この計画に基づき、市をはじめとする関係行政機関、関係民間団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施していく。